

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるものについては決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 基礎研究事業資産

定額法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 有形固定資産

定額法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(3) 無形固定資産

当機構で利用するソフトウェアについては、機構内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率から算出した回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与(期末手当及び勤勉手当)の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(3)退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる金額を計上している。

a 採用している退職給付制度の概要

当機構は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

b 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	60,091,100円
退職給付引当金	<u>60,091,100円</u>

なお、当機構は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

c 退職給付費用に関する事項

勤務費用	16,647,600円
退職給付費用	<u>16,647,600円</u>

なお、当機構は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用している。

d 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当機構は簡便法を採用しているため、基礎率等については記載していない。

(4)責任準備金

将来の救済給付に備えるため、「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法」(昭和54年法律第55号)第39条及び「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の財務及び会計に関する省令」(昭和54年厚生省令第48号)第21条第2項の規定により、厚生労働大臣の定める方法により算定した額を計上している。

4. その他の重要な事項

消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

5. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1)資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容

手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資

(2)現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金・預金	6,324,501,078円
現金及び現金同等物	<u>6,324,501,078円</u>

6. 機会費用の計上基準

(1)政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利率

決算日における10年もの国債の利回り(第258回債、1.435%)

(2)通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利率

<u>借入額(円)</u>	<u>利率(%)</u>
170,000,000	2.1
197,000,000	1.6
172,000,000	0.8
100,000,000	1.6

(3)公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

<u>勘定名</u>	<u>対象者数(名)</u>
救済給付勘定	16
研究振興勘定	4
開発振興勘定	3
調査等勘定	74
受託・貸付勘定	2
受託給付勘定	2
合計	<u>101</u>

7. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当事項なし。